

令和3年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大会議室

3. 出席委員 (24名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (0名)

委員 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 13名)

旧市	川島忍	邑美	竹内七郎
せんだい	川口賢司	高草	前田洋
高草	宮本計温	高草	民谷富男
高草	佐藤徳太郎	湖東	小松和幸
河原町	徳田寿秋	河原町	梶川和生
気高町	田中清晴	鹿野町	谷口和人
青谷町	伊藤茂		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	4号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	5号	非農地証明について
議案第	6号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	7号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 竹内主査

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 (鳥取市農業委員会憲章唱和)
事務局 長	会長挨拶をお願いします。 (会長あいさつ)
事務局 長	そうしますと、定足数の確認をします。本日欠席農業委員はいないということで、全員出席ですので、本会は成立していることを報告します 以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をしたいと思います。 本日の議事録署名委員は、17番 砂川委員、18番 依藤委員をお願いします。 では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。 整理番号1番から2番の2件で、1件目は本高で贈与、所有権移転するものです。 整理番号2番の湖山町北4丁目につきましては、営農型発電設備の設置の件で地上権を設定するものです。営農型発電設備といいますのは、農地で営農を行いながら上部空間に太陽光発電を設置するものとなっています。 地上権につきましては、地下または上部空間の範囲を定め工作物を設定する権利が地上権になります。 地上権の設定等の許可基準には農地法第3条第2項の下限面積等の条件は必要ありませんが、権利が設定される農地及び、その周辺農地への影響がないかを5条申請の審議の際に判断することになるので、後程議案第3号の農地法第5条の一時転用の際に一括して審議をお願いします。 譲渡人と譲受人は議案書に記載のとおりです。事務局からは以上です。
議長	それでは、審議に移りたいと思います。整理番号1番について担当推進委員の報告をお願いします。
宮本委員	該当農地は、適正に管理されており、譲受人についてチェックシートに基づいてみましたが、農地を管理できる設備や機械をいろいろと所有されており、なんら問題ないということを報告します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
依藤委員	宮本委員がお伝えした通り何ら問題ありません。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番ですが議案第3号の一時転用と一緒に審議したいと思います

	<p>がよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>ここで、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わりました。引き続き議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 まずは事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番、申請地は下段になります。転用目的としては、倉庫兼車庫で、農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。 申請人は議案書に記載のとおりです。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
民 谷 委 員	<p>第4条申請につきまして、農業委員の加藤委員と一緒に現地を確認したので報告します。4条5条申請の転用の地図の1ページをご覧ください。ちょうど真ん中あたりにある約400㎡ある畑に174㎡の倉庫を建てたいというものです。その畑の右側に自宅があり、左側には、1.5mぐらいかさ上げされた田であります。 転用申請地は農業振興地域の農用地区域の除外が認められた農地であります。 申請人の実家は、下段集落にあり、父親がコンバインやトラクター、田植え機を所有しているが、通路が非常に狭く軽トラが通ると何も通れない狭い通路なので、トラクターを入れにくくて、移動が大変だということです。 地図を見ていただければわかりますが、県道がすぐ横にありますので、大きな機械をすぐに入れることができ、譲受人が農業を受け継いでいくということです。 それから周辺の農地とは、建築図面を見ましたが、倉庫が最短でも5m離れますので、水田には影響がないと判断しました。 倉庫を建てることにつきまして、下段地区の区長の同意を事前にとられています。 以上のことから、今回の農地転用の申請について問題ないと判断しました。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
加 藤 委 員	<p>民谷推進委員が詳しく述べてくれましたので、私からはありません。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号ですが、議案の修正がありましたので差し替えをお願いします。 整理番号としまして一時転用1から2の2件で、転用目的としましては太陽光発電施設と選果場・駐車場となっています。 どちらの農地区分も農用地区域内農地となっており、許可根拠は一時転用です。 譲渡人・譲受人については議案書のとおりです。 続きまして、整理番号1番から4番ですが、整理番号1番は、気高町新町1丁目で転用目的としましては住宅建築、農地区分は第3種農地で許可根拠は、原則許可となっています。 整理番号2番、湖山町西4丁目、転用目的として資材置場、農地区分は第2種農地で</p>

許可根拠は代替地なしです。

整理番号3番、鹿野町寺内、これは先ほどの一時転用と一緒に転用目的は選果場・駐車場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠としましては農用地利用計画指定用途となっております。

整理番号4番、気高町勝見、転用目的は店舗で農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。

整理番号一時転用の1番ですが、3条の許可申請と一括での審議となります。

営農型発電ということで、営農しながら太陽光発電をするというものになります。太陽光発電を設置する支柱の部分が一時転用ということになっていまして、今回申請が出てきております。事務局からは以上です。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2番、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の一時転用の整理番号1番を併せて審議します。

担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員 太陽光発電の下でサカキを栽培しているが、うまく栽培できていない。福部に同じような施設があるというので見に行ったら、サカキの出荷もされていて、全然違う、ちゃんと木になっていました。というのは、福部は完全な日影になっていましたが、湖山の方は影が少なく、これではできるわけないと思います。

これから様子を見るのか、今ダメということで撤去してもらうか判断に困るところです。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 現状については小松委員が言ったとおりです。対照物として福部の現場と比べてみたが、福部の方は太陽光発電の下にうっそうとしたシャシャキが栽培されており、きれいな緑色になっている。

湖山の方は、筋状の太陽光発電の下に並べてあるだけで、水分不足か肥料がないのかよくわかりませんが、砂地に対しての生産がうまくされていなかったのではないかと思います。

毎年、生産の状況を報告するようになっている。3年間、災害があったわけでもないのにダメではないかと思われるが、規則に沿ってやりなさいということであれば、厳しい状況であり頭を抱えている。皆さんの意見を伺いたい。

議 長 事務局の方で、要件等を簡単に説明してください。

事務局 太陽光パネルの下の部分で、営農の適切な継続、そこで栽培された作物が、地域の平均単収のおおむね2割程度の減少で、他のところと比べて8割程度の生産量が必要であり、そういうことを考えていただけたらと思います。

3年間、1年に1度収穫の報告をしていただく。専門家の方のアドバイスを聞いて肥料ですとか水ですとかいろいろな対応をされているようですが収穫できなかったということです。

議 長 報告のあったサカキに関して収量が8割必要となります。そこがクリアされていないということで皆さんに判断をしていただかないといけないということになっています。

サカキは、県の指導書では1年目、2年目は収穫できにくいということで、3年目には収穫ができるようで、最後の3年目にいくらかの収穫ができればクリアしていたかと考えられるが、質問、意見がありましたらお願いします。

建部委員 営農型にしないとだめなのか。

議 長 農用地区域となっているので、営農型でないとは許可になりません。

柳田委員	そもそも設置するときの条件として周知されていたのか。もう3年やらせて、3年後もダメならもう認めませんよという形にもっていくべきではないかと思う。
議長	法的にそれができるかどうかということですが、3年たって収量をあげていないということで判断すれば、8割要件は伝えてあり、事業主は承知していた。
柳田委員	法的に見て絶対にダメだということであれば、ダメというしかない。多額の投資をしているということを考慮しても、法的にダメということであればダメではないか。
竹森委員	農業委員会への報告は、農業委員にも伝えてあったのか。
議長	現地確認はしている。県の栽培指導書によれば1年目は出荷できない。
香川委員	福部の方は、畑が近いのでよく見ており、きちんと管理されているしているのを確認している。
事務局	福部は7年目に入っているが、1回目の更新の時、1年目、2年目は収穫できていない。3年目では200kg以上となっている。
竹森委員	農業従事者は、やる気があるのか、あと3年間延ばしてもやる気がなければダメではないか。
小松委員	やる気はあると思うので、あと3年間猶予を与えて福部を視察するとか猶予してもいいのではないか。
山田委員	栽培管理の実績を確認しているのか。それをやったうえで収量なしでも猶予を与えることも考えられるが、それをやっていないということであれば、営農する気がない、要するに太陽光発電だけをするという風にしか見えない。 栽培管理をどのようにしているかということをきちっと聞いたうえで判断すればいいのではないか。 今、太陽光発電について、国は基準を変えようとしている。全国のニュースにもなっていた。8割規制をはずそうかという検討がされている。荒れ地に作る場合は営農ということを外してもいいのではないかと少し緩くなる検討がされているところであり、改善計画を出してもらえば、猶予することを考えてもいいのではないか。 報告書の提出の時に作業の内容を確認しているかどうかを聞いてから判断したい。
柳田委員	今回は保留とし、改善計画等により判断するのはどうか。どのような取り組みをしてきたのか、今後どのような取り組みをするのかを聞いて判断してはどうか。
建部委員	保留とし、来月改善計画で判断してはどうか。
蔵内委員	法令、通達に基づいて判断するべきで、なぜ8割できなかったのかを確認したのか。
川上委員	本人からは聞いていない。JAからアドバイスを受けているようだが、水分不足、肥料ということが要因ではないか。
蔵内委員	当事者から確認していないということだが、このような状態だと更新できないということは承知しているのか。
議長	承知している。まだまだ確認しないといけないこと、法令や通達、事業主さんとの確認をしたほうがいいと思うので今回の総会では保留ということではいかがでしょう。 議案第1号の2番、議案第3号の1番につきましては保留ということではよろしいでし

	<p>ようか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は保留ということで決定しました。 引き続き一時転用の2番、転用の3番を一括で担当推進委員の谷口委員報告をお願いします。</p>
谷口(和)委員	<p>砂川委員と現地を確認してきました。昨年からは温泉イチゴを栽培している。集落との合意もできていまして、かなり大きな団地ができる予定になっています。 そのため、ここに駐車場と選果場を作りたいということで出ています。 集落との交渉もできていますし、地域の地権者とも合意ができています。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の砂川委員、報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>谷口推進委員がいわれた通りです。この間見に行って感じたことは、若い女性の方、パートか社員の方かわかりませんが、5～6人いたので駐車場が必要で、将来的にはもっと規模拡大していくと担当者の方がおっしゃっていたので、これからは必要になると思われま。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号一時転用2、整理番号3番につきましては、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号1番、担当推進委員の田中委員報告をお願いします。</p>
田中(清)委員	<p>農業委員の中村さん、事務局、私とで現地確認いたしました。現状は畑になっていまして、ここに2階建て一般住宅の建築をするというものです。被害防除計画も出ておりますので、それに基づいて報告したいと思います。</p> <p>盛土なしで、現状のまま行くとの事です。雨水については側溝に流し、汚水については公共下水道が通っておりますので、そこに接続して流します。隣に畑がありますが、同意書をいただいております。ここは気高町時代に区画整理事業を実施したところでございます。住宅地となっており、以上のことから問題ないのではないかということ報告します。</p>
議長	<p>では、担当農業委員中村委員、報告をお願いします。</p>
中村委員	<p>田中推進委員の報告のとおりです。近隣に住宅が建っております、何も問題ないと思えます。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり許可決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 引き続き整理番号2番、担当推進委員小松委員、報告をお願いします。</p>

小松委員	<p>場所としては、鳥取空港の西入口、空港の方に入って2枚目の土地です。だいぶ前から周辺が荒れ地になっていました。</p> <p>議案には住宅等が連坦する区域に近接する区域とされていますが、住宅は建っていません。隣はみんな資材置場です。</p> <p>前は畑だったけれど、畑灌水設備も引き上げた、周辺が資材置き場になっているのでお願いしたいということでした。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員川上委員、報告をお願いします。
川上委員	今、小松委員の報告にあったとおりです。何ら問題ないと思います。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号4番、担当推進委員田中委員、報告をお願いします。
田中(清)委員	<p>農業委員中村さん、事務局と私とで現地確認しました。今は倒れていますが、夏場には高い草が生えています。何年も耕作しておられません。北側に田がありますが、耕作放棄地です。委任状が出ており代理人の申請となっております。土地面積は9,753㎡、店舗面積は3,430㎡、被害防除計画によると、盛土をされ擁壁、のり面保護を行うようです。雨水は自然流下、汚水は合併浄化槽で処理します。周辺農地ですが、北側は田んぼ、東側は勝見川が流れております。南側は県道で、北側の所有者からは同意書が出ています。近くの集落の区長さんからの同意も得られています。候補地が何か所かあったが、いずれもダメだったとのこと。住民説明会も開催されています。以上よろしくをお願いします。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員中村委員、報告をお願いします。
中村委員	農地区分について事務局から説明をお願いしたいのですが。
議長	農地区分の判定等及び許可根拠の説明を事務局お願いします。
事務局	<p>農地区分の判定としましては、通常ですと駅から500m以内というところですが、今回は950m、宅地の割合が40%を超えるところまでか1kmの短いほうということで第2種農地としました。南側にはインターチェンジがあり300m以内だと第3種農地となり原則許可となりますが、申請地すべてが入らないということで第2種農地と判断しています。</p>
議長	鳥取市農業委員会としては第2種農地で許可根拠は代替地なしです。 では、質疑・意見はございませんか。
竹森委員	ここは耕作が難しい農地と思われます。
議長	砂川委員どうぞ。
砂川委員	ここはもう何十年も作っていない。

議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 3000㎡を超える案件ですので、常設審議委員会にかけられます。 以上で、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」を審議します。 事務局説明をお願いします。
事 務 局		議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」、変更申請がありましたので承認 について意見を求めます。 整理番号は1番です。申請地としましては、気高町新町1丁目2筆となっております。 変更内容としましては、所有形態の訂正ということで、当初の申請者が単独所有だ ったものを、共有の持ち分に変更したいとの申請が出ています。
議	長	担当推進委員、田中委員、報告をお願いします。
田 中 (清) 委 員		農業委員の中村さん、事務局、私とで現地確認しました、建築中であり、確認した ら、最初から2分の1ずつの共有にする予定であったが、手違いで単独で申請してしま ったとの事であり、今回変更申請を出されたというものです。
議	長	担当農業委員中村委員、報告をお願いします。
中 村 委 員		田中推進委員の報告のとおりです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。 続きまして議案第5号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願 いします。
事 務 局		議案書の10ページから12ページで一部の筆で取り下げがありましたので差し替え をお願いします。 整理番号1から26までありまして、整理番号1番は整理番号2番と関連事案で、徳 尾の2筆で昭和52年頃から隣接の宅地と一体的に建物敷地として利用されています。 整理番号3番は猪子で昭和50年頃から耕作しておらず現在は竹林になっています。 整理番号4番は、菖蒲で畑となっておりまして、現況は、昭和40年に住宅を建築し、 現在も宅地として利用されています。 整理番号5につきましては、福部町海士ですが地目が畑となっておりまして、20年 以上前から耕作しておらず、現在は原野化しています。 整理番号6につきましては、市街化区域になっておりまして、田島で地目が畑、現況 としましては、昭和32年に共同住宅2棟建築し、現在も宅地として使用しています。 整理番号7は、所在地は国安となっており、地目は田、現況は30年以上前から耕作 しておらず、資材置場として利用されています。 整理番号8、整理番号9は関連事案のため一括して審議をお願いします。8番9番い ずれも青谷町桑原で整理番号8は畑となっておりまして、整理番号9は畑が2筆、田が1

筆となっています。現況としましては、整理番号8は約50年前から耕作しておらず、現在は原野化しており、整理番号9の現況につきましては、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。

整理番号10番、向国安ですが田が2筆ありまして、現況といたしましては、昭和49年から隣接の宅地への進入路として利用されています。

整理番号11番河原町山手、地目は畑となっております、現況は50年以上前から公衆用道路の一部として利用されています。

整理番号12番、河原町長瀬、地目は畑となっております、現況は、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号13番、瀬田蔵で地目は田が3筆、畑が2筆、現況は約30年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号14番から24番までは関連事案となっておりますので一括して審議していただきたいと思えます。

整理番号14番、槇原で田4筆、現況としましては長期間耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号15番、槇原で田2筆、現況としましては長期間耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号16番、槇原で畑が7筆で田1筆、長期間耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号17番、槇原で田2筆、約40年前から耕作しておらず現在は原野化しています。

整理番号18番、槇原で田1筆、現況としましては長期間耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号19番、槇原で田18筆、畑が6筆、現況としましては約30年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号20番、槇原で田2筆、現況としましては約20年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号21番、槇原で田9筆、現況としましては約25年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号22番、槇原で田1筆、約30年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号23番、槇原と河内で田4筆、現況としましては約40年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号24番、河内で田2筆、約45年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号25番、円護寺で畑が1筆、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しています。

整理番号26番、気高町北浜1丁目で畑2筆、昭和63年頃に建物を建築し、現在も宅地として使用しています。

議 長 では、整理番号1番2番を一括で審議したいと思えます
担当推進委員の前田委員、報告をお願いします。

前 田 委 員 依藤委員、事務局と確認しました。河川の改修の際に畑の一部が食い取られて、ほんのわずかの残地が残ったものと思えます。現況は隣接の住宅の一部となっています。相当年数が経過しており問題ないと思えます。

議 長 引き続きまして、担当農業委員依藤委員、報告をお願いします。

依 藤 委 員 前田推進委員の説明のとおりで何の問題もないと思えますのでよろしくお願ひします。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号1番、2番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号3番を審議します。担当の農業委員建部委員、報告をお願いします。
建 部 委 員		担当推進委員の有田委員が欠席のため私が報告します。現況は竹林になっていて非農地にすることに何ら問題ありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号4番を審議します。担当推進委員前田委員、報告をお願いします。
前 田 委 員		依藤委員、事務局と現地確認しました。現地は集落の中にあり、既に住宅が建って相当な年数が経過していると思われます。議案の方に書いてありますが、昭和40年に住宅を建築され、年数が経過していることを確認しました。
議	長	引き続きまして、担当農業委員依藤委員、報告をお願いします。
依 藤 委 員		前田委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号5番を審議します。担当農業委員香川委員、報告をお願いします。
香 川 委 員		担当推進委員の谷口(泰)委員が欠席のため、私が報告します。該当地は長期間放棄され自然潰廃した土地になります、原野化しておりますが、実は事務局と推進委員の4名で現地確認した際、雑木が生えてないので調べてみましたら、隣に住宅が建っており、雑木がたくさんあったけれども、住宅に迷惑をかけているということで、すべて根元から切り倒されていましたが、雑木の根がたくさんあるということで、耕耘できるような状態ではなく農地の復元は困難ということを確認しましたので報告します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号6番を審議します。市街化区域ということで、事務局の説明のとおりです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号7番を審議します。担当推進委員竹内委員、報告をお願いします。
竹内委員		国安ですが、村田農業委員、事務局2名、私の4名で現地確認しました。30年前以上から耕作されておらず、資材置場として使用されています。人為的な潰廃がありますが、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。承認することに問題ないと判断しました。
議	長	引き続きまして、担当農業委員村田委員、報告をお願いします。
村田委員		竹内委員から報告がありましたが、何ら問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号8番、9番は関連事案として一括で報告をお願いします。担当推進委員伊藤委員、報告をお願いします。
伊藤委員		農業委員と事務局と私で現地確認しました。まず整理番号8番ですが県道ができた時に残された土地ということで、県道との段差があり、かなりののり面となっています。とても農地として使えるものではありません。整理番号9番の方は、基盤整備した時に残されて土地のようできて、ここも現地に行ったらのり面できて草刈りはしてありますが、とても作物が作れる土地ではありませんのでよろしくお願いします。
議	長	引き続きまして、担当農業委員石谷委員、報告をお願いします。
石谷委員		伊藤推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号8番、9番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

		整理番号10番を審議します。担当推進委員川口委員、報告をお願いします。
川口委員		私と農業委員、事務局の3名で現地確認しました。議案書にも書いてあるように、昭和49年から隣接宅地への進入路として使われています。進入路はもう1本ありますが、部落の中を通過して入るもので、今申請している土地は農道からずっと家に入れるところを申請されたもので、特に問題ないと思います。
議長		引き続きまして、担当農業委員上田委員、報告をお願いします。
上田委員		先ほど川口委員が言われた通り、何ら問題ないと思います。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号11番を審議します。担当推進委員梶川委員、報告をお願いします。
梶川委員		昭和50年頃、公衆用道路として河原町が取得した時に登記をしておけばよかったが、それが農地として残っているものです。申請人は承認され次第所要の手続きをする予定で何ら問題ないと思います。
議長		引き続きまして、担当農業委員猪口委員、報告をお願いします。
猪口委員		岩永委員から引き継ぎまして私が報告します。ここは道路を何百メートルも拡幅したところですが、1筆が変更されていなくて残ったもので、早急に登記してもらいたい土地なので問題ないと思います。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員徳田委員、報告をお願いします。
徳田委員		農業委員と事務局と一緒に現地確認しました。雑木が生えており復旧は困難と思われます。相続人がおられますが畑として復旧するのは難しいので非農地にするものです。
議長		引き続きまして、担当農業委員岩永委員、報告をお願いします。
岩永委員		補足説明としまして、竹が近くの家にも迷惑をかけている状態にして、のり面の下の家の方が管理しているような状態です。この度の非農地の申請の後は、下の家の人に、もらってもらおうことになっており、問題ないと思います。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号13番を審議します。担当農業委員の福田委員、報告をお願いします。
福田(淳)委員		木浪推進委員は本日欠席です。木浪委員と事務局、私の3名で現地確認しました。30年以上前から耕作しておらず原野化しており、今後植林を予定しているようです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号14番から24番まで関連事案ですので、一括で報告をお願いします。 担当推進委員佐藤委員、報告をお願いします。
佐藤委員		整理番号14番から24番は長期間耕作しておらず、現在は原野化しています。森林組合も関係がありまして、植林する予定との事です。
議	長	引き続きまして、担当農業委員加藤委員、報告をお願いします。
加藤委員		長年、耕作していない土地で、森林組合の方が植林し管理するというものです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番から24番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号25番を審議します。担当農業委員の川島委員、報告をお願いします。
川島委員		濱田委員、事務局2名、私の4名で現地確認しました。20年以上たっており原野化しています。以上報告します。
濱田委員		長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地ということを確認しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号25番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

		整理番号26番を審議します。担当推進委員田中委員、報告をお願いします。
田中（清）委員		農業委員、事務局と3人で現地確認しました。現状はコインランドリーが建っています、その駐車場となっております。以前は倉庫が建っていたとの事です。ここは土地区画整理事業をしたところであり、問題ないと思います。
議長		引き続きまして、担当農業委員中村委員、報告をお願いします。
中村委員		田中推進委員の報告のとおりです。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号26番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。以上で議案第5号「非農地証明について」を終了します。
		続きまして、議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」を説明します。 鳥取市長から、令和3年4月23日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規54件、更新47件で、権利種別の内訳は、賃借権57件、使用貸借権44件の計101件となっています。面積は、田316,663㎡、畑32,543㎡、その他2,627㎡、合計351,833㎡です。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 では、議案第7号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第7号「鳥取市農用地利用配分計画について」を説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の権利種別の内訳は、賃借権71件、使用貸借による権利32件の計103件となっています。面積は、田181,327.09㎡、畑2,012㎡、その他1,728㎡ 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	<p>長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第42号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地の形状変更届出書の受理について (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	<p>長 以上を持ちまして令和3年度 第1回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時</p>